

[事案 29-126] 損害賠償請求

・平成 29 年 12 月 5 日 裁定終了

<事案の概要>

減額の際に解約返戻金額が払込保険料累計額を下回っていたことから、募集人の誤説明を理由に、解約返戻金額と払込保険料累計額の差額分の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 25 年 5 月に契約した低解約返戻金型終身保険について、契約時、募集人は、将来保険金額を減額しても損は生じないと説明していたこと等により、解約返戻金額と払込保険料累計額の差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

募集人は将来保険金額を減額しても損は生じない等とは説明していないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に説明義務違反があったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。